

日米地位協定

第十六条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十六条に関連する日米合同委員会合意

米軍の火薬類運搬上の処置（60年12月、80年8月（改正））
在日米軍による低空飛行訓練について（99年1月）